

# 高齢者福祉サービスを紹介します

市では、高齢者の皆さんの健康維持や日常生活を支援するため、さまざまなサービスを実施しています。  
※いずれのサービスも、世帯の課税状況などにより給付水準が異なる場合があります。

## 乳酸飲料などの配達サービス

乳酸飲料などを自宅へ配達するとともに、安否確認を兼ねた見守りサービスです。

- ▶対象 ①65歳～74歳の1人暮らしの方で、身体的理由などにより見守りが必要な方  
②75歳以上の1人暮らしの方  
※いずれも見守りが行われている、または見守りを目的とした他のサービスを受給している場合は対象外
- ▶利用者負担 無料
- ▶配達 週3回・3本(隔日)

## 配食サービス

栄養バランスの取れた食事を配達することにより、健康の保持・増進に寄与するとともに、安否確認を兼ねたサービスです。また、糖尿病の方にも対応しています。

- ▶対象 65歳以上で構成する世帯で、自ら食事の用意をすることが困難で他の方からも食事の提供を受けられない状況にある方
- ▶利用者負担 1食当たり400円
- ▶配達 1人当たり週4食(土・日曜日を含む)まで  
※希望の曜日と昼・夕食のいずれかを選択できます。



## 紙おむつの給付(宅配)サービス

紙おむつを配達することにより、本人および家族の精神的・経済的負担を軽減するサービスです。

- ▶対象 65歳以上の寝たきりまたは認知症の方で、現在、在宅で介護を受けている方  
※一定の基準あり
- ▶利用者負担 無料
- ▶配達 委託業者が自宅へ毎月配送

▶問い合わせ 市の高齢者福祉サービスについては高齢者福祉課高齢福祉担当(内線225)、いきいき元気サポート制度や福祉車両の貸し出しなどについては行田市社会福祉協議会 ☎557-5400

## 日常生活用具の給付サービス

ボタン一つで消防指令センターへつながる「緊急通報装置」や「電磁調理器」などを給付することで、生活の利便性向上や安心感を得ることができるサービスです。

- ▶対象 おおむね65歳以上の1人暮らしの方など  
※給付用具の種別により異なります。
- ▶利用者負担 用具購入額の1割など

## 介護慰労手当の支給

要介護認定を受けた方などを介護する家族の労をねぎらうため、手当を支給しています。

- ▶対象 要介護度4以上または65歳以上で重度の認知症が6カ月以上継続している方を、現在、在宅で介護している家族の方
- ▶支給額 月額5,000円(支給月は4月・8月・12月)

## 地域包括支援センターによる総合相談事業

市内に4カ所ある地域包括支援センターでは、介護・福祉・健康・医療などさまざまな相談を受け付けています。また、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方を法的に支援する「成年後見制度」についても相談することができます。

### 地域包括支援センター一覧

名称	担当地区	電話番号
地域包括支援センター 緑風苑	北河原・須加・長野・佐間	557-3611
地域包括支援センター まきば園	行田・荒木・星河・星宮・南河原	550-1777
地域包括支援センター 壮幸会	太井・持田・下忍	552-1123
地域包括支援センター ふあみいゆ	忍・太田・埼玉	558-0088

市で実施するものの他、行田市社会福祉協議会でも「いきいき元気サポート制度」や福祉車両の貸し出しなど、さまざまなサービスを提供しています。

## 工藤市長が「長寿の方々を表敬訪問しました」

平成26年度に100歳を迎えられる23人の皆さんの中から、4人の方を市長が表敬訪問し、国から預かった内閣総理大臣の祝い状および銀杯と共に、市からの記念品をお届けし、長寿を祝福しました。  
皆さんお元気で、思い出や長生きの秘訣など、数多くの話を伺うことができました。



須永 志穂子さん



坂本 タマさん



坪山 實さん



大谷 ますさん

▼問い合わせ 高齢者福祉課高齢福祉担当(内線225)

## 「市長への手紙」④④

このコーナーは、手紙や電子メールなどにより、市長へご意見・ご提言などをいただいたものの中から、その一部を紹介するものです。なお、原則として回答を希望するものを紹介しています。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

### 意見

自宅隣の土地の雑草が伸び放題となっている。市から管理者に指導してほしい。

### 回答

市では、空き地に雑草などが繁茂し、近隣の生活環境を著しく阻害している場合には「行田市空き地の環境保全に関する条例」に基づき、市から土地所有者などに対して雑草の除去依頼または雑草除去業者のあっせんを行っています。

原則として、空き地の維持管理は所有者の責務です。しかし、市内において、所有者が適正に空き地を管理せず、雑草が繁茂している場所が見受けられることから、市では、これまでも所有者に適正な管理をお願いしています。今後も引き続き、市民の皆さんの良好な生活環境を確保するため、空き地などの適正な維持管理を依頼いたします。

### 意見

長野地内の新大橋工事はいつ終わるのか。また、渋滞対策などは行っているのか。

### 回答

新大橋の工事については、(独)水資源機構が武蔵水路改築事業と合わせて実施しているもので、平成27年8月31日までを予定しています。なお、工事期間中は新大橋が通行止めとなるため、同機構と行田警察署において協議を行い、迂回や注意を促す看板を設置するなどの対策を実施しています。しかし、周辺道路において交通渋滞が発生するなど、地域の皆さんや利用者の皆さんにご迷惑をお掛けしているのが現状です。市では、利用者の皆さんが安心安全に通行できるよう、今後も同機構に対して交通安全対策や渋滞対策を要望いたします。

### 意見

JR行田駅前に、図書館で借りた本を返却できる「返却用ブックポスト」を設置してほしい。

### 回答

市では、図書館のさらなる利便性向上を図るため、返却用ブックポストの導入を検討しています。なお、導入に当たって、利用状況などを事前に把握する必要があるため、JR行田駅前の観光案内所に、9月から12月までの4カ月間、試験的に返却用ブックポストを設置しています。また、平成20年から各公民館の窓口で図書資料の返却サービスを実施していますので、ご利用ください。